

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

愛荘町は、人口 21,317 人（令和 5 年 4 月 30 日現在）を有し、古くは中山道の宿場町として栄えてきた。町南部に一級河川愛知川、中央部に一級河川宇曽川が流れ、古くから水との関りが深く、町域の約 4 割を田畑が占める田園地帯である。また、東部には名神高速道路と国道 307 号が、西部には国道 8 号がそれぞれ南北に縦断しており、交通の要衝でもある。

本町の人口は、2020 年の国勢調査において微増傾向を維持しているものの、2035 年をピークに減少傾向に転じることが予測されており、老年人口割合が年々高くなってきていることから、地域活力の低下が懸念される。

事業所数は、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、次いで「製造業」「建設業」となっている。一方で、従業員数、付加価値額は「製造業」が突出して高くなっていることから、培われてきたモノづくり技術が本町の産業構造の根幹をなしていることが分かる。

本町の事業者のほとんどが中小企業者であり、地域経済の基盤を支える上で、重要な役割を果たしているが、後継者や働き手不足、消費の縮小など、急激に変化する社会情勢の影響を受け、厳しい状況下にある。こうした状況を踏まえ、中小企業者の先端設備等の導入促進を図ることで、生産性、競争力を向上させ、経営基盤の強化を図るとともに、地域経済の活性化を目指す。

(2) 目標

愛荘町第 2 次総合計画では、中小企業者等の生産性向上のための設備投資を加速させることとしている。導入促進基本計画を策定し、先端設備等導入の後押しをすることで、設備投資を促し、地域活力を生み出していく。その実現のため、計画期間中に 4 件以上の先端設備等導入計画の認定を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組を促すため中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画における対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

愛荘町の産業は、小売業、製造業、建設業と多岐に渡り、多様な業種が愛荘町内の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた取り組みは新商品の開発、自動化の促進、ICT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多種多様である。従って、本計画においては、労働生産性が年率 3 % 以上に達すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 7 月 6 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

計画期間は原則として 2 年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である 4 月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和 7 年 3 月 31 日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3 年間、4 年間、または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ③ 先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者は、本町が必要とした際には、計画の進捗状況を報告することとする。